

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画道路三・四・三駅前大通線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

羽生市中央五丁目、南四丁目、五丁目、東一丁目、六丁目及び七丁目の各一

部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり部まちづくり政策課

### 四 縦覧期間

平成二十七年十一月十三日から平成二十七年十一月二十七日まで